令和９年度 京田辺市留守家庭児童会

入会募集要項

【入会申込書類を記入される前に】

（１）　令和９年度の入会申込みに当たっては、この入会募集要項をよくお読みになり、必要となる書類を提出してください。

（２）　この入会募集は、通期の入会申込みを対象としています。夏季・冬季休業期間のみの入会については、別途、当該期間の前に募集します。

（３）　１か月の開所日数のうち、留守家庭児童会の通所日数が半数未満になる場合は入会できません。

（４）　令和９年４月１日時点で入会要件を満たさない場合は令和９年度入会受付（１２月受付）できません。

（５）　留守家庭児童会には駐車場がありませんので、車での送迎はできません。

京田辺市教育委員会　教育部
社　会　教　育　課

目　次

１　留守家庭児童会とは - 1 -
２　入会ができる児童（入会要件） - 1 -
３　留守家庭児童会の開設期間等 - 2 -
４　負担金について - 3 -
５　減免について - 3 -
６　入会受付 - 4 -
７　入会の決定方法等 - 6 -
８　休会 - 7 -
９　退会 - 7 -
１０　書類提出・問合せ先 - 8 -
１１　よくある問合せについて - 9 -
【別表第１】 - 11 -
【別表第 2】 - 11 -

１　留守家庭児童会とは

学校の放課後に就労などで家庭での保護が適切に受けられない児童の健全な育成を図るため、京田辺市内の留守家庭児童会を次のとおり設置しています。（所在地は別表第１参照）

小学校区	名称	愛称
大住	大住留守家庭児童会	かぜのこ
田辺	田辺留守家庭児童会	なかよし
草内	草内留守家庭児童会	いずみ
三山木	三山木留守家庭児童会	すぎのこ
田辺東	田辺東留守家庭児童会	つつじ
松井ケ丘	松井ケ丘留守家庭児童会	ひまわり
薪	薪留守家庭児童会	やまどり
桃園	桃園留守家庭児童会	みどり

注）大住、田辺東、松井ケ丘、桃園、薪については
民間委託先の株式会社明日葉が運営しています。

２　入会ができる児童（入会要件）

令和９年度において京田辺市立小学校に通学する１年生から６年生の児童であり、その保護者が次のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者によっても家庭での適切な保護を受けられない児童が対象となります。

（１）　就労などの理由により、学校の放課後、常に児童を保護できる者が不在である場合

①保護者等が月曜日から土曜日までのうち、週４日以上で８週間以上継続して就労していることにより、保護者等の帰宅時刻が次の表に掲げる時刻より遅くなる場合に限ります。

学年	帰宅時刻
１・２年生	午後３時
３～６年生	午後４時１０分

注）帰宅時刻とは、保護者の勤務終了時刻＋通勤
時間をいいます。

②保護者等の職業（内職、自営業、農業を含む。）に関わらず、就労が終了する時刻を明らかにする証明書が必要になります。

（２）　保護者が長期（１か月以上の療養が見込まれる場合）にわたり病気、看護等の理由により適切な保護が受けられない場合

（３）　保護者が出産前後であるため、家庭での適切な保護が受けられない場合（産前産後の期間は、出産予定日の８週前から出産後８週間を指します。なお育児休業を取得している場合は該当しません。）

（４）　６５歳未満の祖父母等と同居しているが、適切な保護が受けられない場合

（５）　その他市長が必要と認めた場合

（６）留意事項

新年度入会申込をされる方で、きょうだいが保育所（園）及びこども園に入所（園）申込される方については同意書の提出が必要です。なお、入所の可否については**令和９年２月５日（金）**までに社会教育課へ連絡をお願いいたします。

３　留守家庭児童会の開設期間等

京田辺市が運営する留守家庭児童会は次のとおりです。

（１）　開設期間と開設時間

開設期間は、令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）までです。

開設時間は、次の表のとおりです。

区　分	開　設　時　間
月曜日から金曜日	下校時～午後６時３０分
土曜日	午前８時００分～午後５時３０分
夏季等休業期間	午前８時００分～午後６時３０分

（２）　お迎え

①児童の帰宅に当たっては、保護者又は保護者の委任を受けた方のお迎えが必要です（きょうだいがお迎えに来られる場合は、中学生以上の方に限ります。）。なお、保護者の委任を受けた方がお迎えに来られる場合には、あらかじめ留守家庭児童会に連絡してください（ファミリーサポートセンター等を利用することもできます。）。

②**車での送迎はできません。**

③希望する児童は、保護者の責任において、午後５時（１１月から１月までは午後４時３０分）にお迎えなしで、下校することができます。

（３）　閉級日

開設期間であっても、次の日は閉級になります。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

③１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までの日

④８月１３日から同月１６日までの日

⑤上記の③、④に連続する土曜日

⑥その他市長が必要と認める日

気象警報発令等により学校が休校となった場合、土曜日の午前７時以降継続して警報が発令している場合など。

４　負担金について

留守家庭児童会の負担金については次のとおりです。

（１）　負担金

月額６，７００円

（２）　負担金の納付期限

毎月末日（ただし、月末が金融機関の休業日の場合は、翌月の直近営業日となります。）

（３）　負担金の納付方法

口座振替での納付となります。口座振替の手続は、次の金融機関の窓口で行ってください。

なお、前年度から入会し、既に口座振替をされている方は、再度手続をする必要はありません。ただし、登録内容に変更がある場合は、再度金融機関での手続が必要ですので、必ず社会教育課に連絡してください。

【取扱金融機関】
京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
京都やましろ農業協同組合、ゆうちょ銀行
注）市内の取扱金融機関には申込用紙を備え付けています。

（４）　入会を取り消す場合

入会後、未納の負担金が２か月を超えた場合は、入会を取り消すことがあります。

５　減免について

留守家庭児童会の負担金減免については次のとおりです。

（１）　対象と基準

同一世帯から２人以上で入会される場合や、所得等に応じて減免措置があります。減免の基準及び減免額については、別表第２（１１ページ）をご参照ください。

（２）　申請方法

①　所得に応じた減免対象者

郵送又は社会教育課窓口にて留守家庭児童会負担金減免申請書をご提出ください。

※　児童１名につき１枚必要です。

②　きょうだい減免対象者（同一世帯から２人以上で入会）

（ア）インターネットでの申込み

インターネット上で提出いただけます。

（イ）窓口（書類提出）での申込み

郵送又は書面にて社会教育課窓口までご提出ください。

（３）　申請期日

①令和９年度留守家庭児童会受付の場合→令和９年１月２９日（金）

②随時入会受付→入会申込み時に申請

（４）　留意事項

①　所得に応じた減免は、市民税額が確定した後に決定します。そのため、**４～６月分の負担金等の支払額は、減免適用前の金額となります。減免額が確定した後、既にお支払いただいた過払い分については、８月以降に対象者へ還付のご案内をお送りします。**

②　所得に応じた減免及びきょうだい減免両方対象の方については郵送又は書面にて社会教育課窓口までご提出ください。

６　入会受付

入会申込みに必要な「京田辺市留守家庭児童会入会申込様式」は、市ホームページからダウンロード又は社会教育課窓口で配布しています。

いずれの場合も、**書類に不備があると受付できませんので、ご注意ください。**

（１）　令和９年度入会受付

①インターネットでの申込み

受付期間＝**令和８年１２月１日（火）～１２月１６日（水）**

受付方法＝必要事項を記入、書類を添付して申し込みください（写真添付可能）。

②窓口（書類提出）での申込み

受付期間＝**令和８年１２月１１日（金）～１２月１６日（水）**

※１２月１２日（土）～１３日（日）も受付を実施します。

受付時間＝【　平　日　】午前９時～１１時３０分
午後１時～４時３０分
【土・日曜日】午前１０時～１１時３０分
午後１時～３時

場　　所＝市役所庁舎３階　３０５会議室

注意事項

①**留守家庭児童会負担金の未納がある場合は受付できません。**

②入会申込み書類に不備がある場合や記載事項に修正が必要な場合は来庁又は再提出を依頼する場合があります。

③**既に在籍しており、継続利用される児童についても上記期間に申込みが必要です。**

④**郵送による申込みはできません。**

⑤**インターネットから申込みされた方は原本の保管をお願いいたします。**

（２）　随時入会受付

（１）の受付期間終了後、令和９年３月１日（月）から随時入会受付を行います。

受付方法

①インターネットでの申込み（午前９時受付開始）

必要事項を入力し、書類を添付して申込みください(写真添付可能)。

②窓口（書類提出）での申込み

受付時間

午前９時～午後４時３０分

※　午前１１時３０分～午後１時と閉庁日を除く。

受付場所

社会教育課（市役所３階⑫窓口）

注意事項

①留守家庭児童会の申込状況や受入れ準備のため、入会希望日から通所できない場合があります。

②入会希望日の１か月前から申込みを受け付けます。

（３）　留意事項

①就労状況証明書について、保育幼稚園課の「就労証明書」を提出された場合は記載内容が異なりますので受付できません。留守家庭児童会の就労状況証明書の様式で提出をお願いします。

②令和９年度の就労状況を確認するため、後日に就労状況証明書等の再提出を依頼することがあります。

③児童の健康状態によっては、学校及び保護者の方と面談する場合があります。

④就労状況証明書について、育休中、新規就労予定の方は３か月分の見込み就労日数の記入をお願いいたします。

⑤児童カードの１８歳以上の同居者記載欄において現在高校３年生で進路未定のきょうだい及び在学中の大学生・専門学校生については、学生証の写しを提出してください。

⑥インターネットでの申込みをされた場合、全ての提出書類が揃って初めて受付とみなします。書類の不備や一部未提出等の場合、受付できませんのでご注意ください。

７　入会の決定方法等

（１）　令和９年度入会受付の場合（先着順ではありません。）

・次の順に入会を決定します。

①１～３年生を優先します。

②申込者数が定員を上回った場合、学年ごとにくじを行い、若い番号を引いた順に入会を決定します。

※　ただし、４年生～６年生が使用できる場所（学校の教室）で開設するクラスにおいて定員を超えていない場合は、４年生～６年生で学年の若い順かつ②で引いたくじの若い番号順に入会を決定します。

・書類審査等の上、入会者を決定し、令和９年２月末に入会決定通知書を送付する予定です。

・令和９年度の入会日は、４月１日（木）です。

（２）　随時受付の場合

書類審査の上、先着順に入会を決定します。ただし、４年生～６年生のみが使用できる場所（学校の教室）で開設するクラスにおいて定員を超えていない場合は、４年生～６年生で先着順に入会を決定します。

なお、留守家庭児童会負担金の未納がある場合は受付できません。

８　休会

児童が１か月間通所しない時は、休会する月の前月末日までに全休届を提出してください。休会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。

９　退会

入会している児童が、入会の要件の資格を欠くに至ったとき、２か月以上休会するとき、又は中途退会するときは、退会する月の前月末日までに退会届を提出する必要があります。退会する月に提出された場合は、当該月の負担金が発生します。

なお、次の場合も退会となる場合があります。

①連続して５日以上無断欠席したとき。

②１か月のうち開所日数の半数以上欠席したとき。

③育児休業（産前産後を除く。）を取得するとき。

④２か月を超える負担金の滞納があるとき。

⑤他の児童の保育に支障があると認めたとき。

→　他の児童や指導員等への暴言・暴力を含む嫌がらせ行為、他人の所有物や施設の備品等の損壊行為、又は著しく身勝手な行為を指します。

⑥その他市長が留守家庭児童会の運営に支障があると認めたとき。

（１）　退会届提出時の注意事項

（※参考例）

①９月に退会希望で９月末に退会の届出する場合

提出書類：退会届、全休届

（退会届）

届　出　日　：９月２９日

退　会　月　：１０月　　**負担金は９月分まで**

通会最終日　：９月３０日

（全休届）

届　出　日　：９月２９日

休　会　月　：１０月１日から同月末日

②９月１１日に退会希望で９月１９日に退会の届出する場合

提出書類：退会届、全休届

（退会届）

届　出　日　：９月１１日

退　会　月　：１０月　　**負担金は９月分まで**

通会最終日　：９月１９日

（全休届）

届　出　日　：９月１１日

休　会　月　：１０月１日から同月末日

③１０月末に退会希望で９月１１日に退会の届出する場合

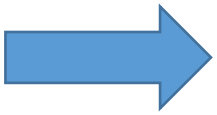
提出書類：退会届

（退会届）

届　出　日　：９月１１日

退　会　月　：１０月

通会最終日　：１０月３１日



負担金は１０月分まで

１０　書類提出・問合せ先

〒６１０－０３９３　〈住所不要〉

京田辺市教育委員会 教育部 社会教育課（京田辺市役所３階）

電話：０７７４－６４－１３９４

１１．よくある問合せについて

Ｑ１：育休中の入会申込みは可能か。

Ａ：　新年度入会については翌年の４月１日までに復帰している場合のみ、お申込みいただけます。なお、随時入会については１か月後の通会予定日までに育休から復帰している必要があります。

Ｑ２：既に留守家庭児童会に在籍している場合も新年度入会の申込みは必要か。

Ａ：　新年度に在籍予定の場合は毎年度、入会申込みをしていただく必要があります。

Ｑ３：保育園の就労証明書の様式でも受理してもらえるか。

Ａ：　受理することはできません。記載内容が違うので留守家庭児童会の就労状況証明書の様式で再提出していただきます。

Ｑ４：最近、就職したばかり（又は就職予定、育休からの復帰）なので就労状況証明書の直近３か月の就労日数を記入してもらうことができない。どうすればよいか。

Ａ：　就職開始月から３か月先の見込み（育休からの復帰の方は復帰後から３か月先）で記入をお願いします。記入がなければ入会決定に係る審査ができません。その際に就労日数欄及び備考欄の箇所に見込みであることも併せて記入してください。

Ｑ５：就労状況証明書について、直近３か月分とは、いつからいつまでか。

Ａ：　申込みする月の前３か月分です。
例：令和９年度入会（１２月受付）の場合→９月～１１月まで。
※　ただし、準備のため事前に会社に依頼をしていた場合や、会社の事情で１０月までしか証明できない場合は、８月から１０月までても受付できます。それ以前は受付できません。

Ｑ６：入会申込期間内に申込書類を用意することができない。後日に提出ということで申請を受理してもらえないか。

Ａ：　受理することはできません。申込期間内に全て書類を揃えた上でのご提出をお願いします。

Ｑ７：今は他市町村に住民票があるが、３月末までには京田辺市に住民票を移す。次年度の入会申込はできるか。

Ａ：　申込みすることができます。引渡予定日や入居予定日といった京田辺市に転居する日付が記載さている書類（引っ越し関係の書類や賃貸借契約書）を併せてご提出ください。**なお、郵送での申込書類の受付はできません。インターネットでの申込み又は窓口（書類提出）での申込みをお願いします。**

Ｑ８：インターネットでの申込みの際に回答が一時保存できない。

Ａ：　申請データが一定の容量を超えている場合、保存自体を行うことができない場合があります。なお、画像やファイルの添付を含む場合、画像やファイルは一時保存されず、それ以外の情報を一時保存することになります。

Ｑ９：インターネットでの申込みの修正は可能か。

Ａ：　修正はできません。社会教育課までお問い合わせください。

Ｑ１０：留守家庭児童会で起こった怪我は小学校保険の補償対象になるのか。

Ａ：　児童会に入会されている方については、小学校から児童会へ通会した時点で小学校の保険の対象外となります。帰宅ルートが通学路であっても小学校の保険は適用されない場合があります。別途、ご家庭で個人賠償責任保険等への加入を検討いただきますようお願いします。

【別表第１】

留守家庭児童会の所在地

小学校区	名称	所在地
大住	大住留守家庭児童会	京田辺市大住池平 88 （大住小学校内）
田辺	田辺留守家庭児童会	京田辺市田辺鳥本 102 （田辺小学校内）
草内	草内留守家庭児童会	京田辺市草内南垣内 53 （草内小学校内）
三山木	三山木留守家庭児童会	京田辺市宮津宮ノ下 14-1 （三山木小学校内）
田辺東	田辺東留守家庭児童会	京田辺市東西ノ口 60-2 （田辺東小学校内）
松井ケ丘	松井ケ丘留守家庭児童会	京田辺市大住上西野 18-2 （松井ケ丘小学校内）
薪	薪留守家庭児童会	京田辺市薪堀切谷 1 （薪小学校内）
桃園	桃園留守家庭児童会	京田辺市大住仲ノ谷 12-1 （桃園小学校内）

【別表第 2】

負担金の減免

（京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第８条第１項関係）

区分	世帯状況	減免後の負担金
1	生活保護世帯	０円／月
2	令和８年度分の市町村民税が非課税の世帯（区分１を除く。）	１，２００円／月
3	令和８年分の所得税が非課税の世帯（区分１及び２を除く。）	３，７００円／月
4	令和８年分の所得税が５万円未満の世帯（区分１から３までを除く。）	５，２００円／月
5	令和８年分の所得税が１０万円未満の世帯（区分１から４までを除く。）	６，２００円／月

（京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例第８条第３項関係）

同一世帯に属する児童が２人以上、別表第１の留守家庭児童会に入会する場合は、当該２人目以降は負担金の２分の１を減免することができます。